

第1

令和7年の国会の動き

1 国会の召集及び会期

- 令和7年には、第217回国会（常会）、第218回国会（臨時会）及び第219回国会（臨時会）が召集された。
- 第217回国会は、令和7年1月24日に召集され、会期は6月22日までの150日間であった。
- 第218回国会は、8月1日に召集され、会期は8月5日までの5日間であった。
- 第219回国会は、10月21日に召集され、会期は12月17日までの58日間であった。

2 国会の主な動き

(1) 概況

【第217回国会（常会）】

第217回国会は、令和7年1月24日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会等の7特別委員会が設置された。休憩後、石破内閣総理大臣の施政方針演説等、政府4演説が行われた。

この国会では、企業・団体献金禁止の是非、給与所得者の課税限度額の引上げ（年収103万円の壁）、高校授業料の無償化、被用者保険の適用拡大や基礎年金の底上げ等の年金制度改革、選択的夫婦別氏制度の導入、米価の高騰や備蓄米の放出などのコメの価格と供給の安定化対策、ガソリン減税などが焦点となったほか、米国のトランプ新政権による関税措置がもたらす我が国への影響や政府の取組、物価高・賃上げ対策、消費税減税、自己負担額の引上げなどの高額療養費制度の見直し、サイバーセキュリティ対策、教員の処遇改善、災害対策の強化、中小企業の取引の適正化、日本学術会議の組織改革などについて、議論が繰り広げられた。

また、与党である自由民主党及び公明党が、衆議院においては過半数割れの状況であるため、法律案の成立を図るために野党からの修正要求に応じる場合が見受けられ、いわゆる重要広範議案を含め約2割の内閣提出法律案が衆議院において修正議決されている。

そのほか、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、抜本的な検討を行うため、議長の下に設置された「衆議院選挙制度に関する協議会」、旧文書通信交通滞在費の使途や公開の細則を協議するために設置された「調査研究広報滞在費に関する両院合同協議会」、国会審議のさらなる充実化を図るための協議の場として設置された議院運営委員長及び各会派代表者よりなる「国会改革に関する協議会」などが開会され、議論が行われた。

施政方針演説及び代表質問

1月24日、衆参両院の本会議において、石破内閣総理大臣の施政方針演説、岩屋外務大臣の外交演説、加藤財務大臣の財政演説及び赤澤経済財政政策担当大臣の経済演説の政府4演説が行われた。

これに対する代表質問は、1月27日及び28日に行われ、企業・団体献金の禁止や政治団体の収支報告書未記載問題、いわゆる年収の壁への対応、高校授業料無償化や幼児教育・保育の無償化などの教育・子育て支援、総理が施政方針演説で述べた「楽しい日本」、中小企業の賃上げ、高額療養費制度の見直し、選択的夫婦別氏制などについて議論が交わされた。また、災害関係では、能登半島地震の復興支援、防災庁の設置、今冬の豪雪地域への支援が議論となったほか、外交問題では、日米首脳会談や米国のトランプ新政権の政策が我が国に与える影響、日中・日韓関係、ウクライナ問題拉致問題を含む日朝関係、核兵器禁止条約なども取り上げられた。その他、自衛官や介護・障害福祉・保育等の分野で働く人の処遇改善、地方創生2.0による新たな地方創生の推進や地方創生交付金、地域交通の支援、ライドシェア、大阪・関西万博の取組などについて幅広い議論が展開された。

参議院においては、1月28日及び29日に代表質問が行われた。

【政府4演説の全文及び質疑の要旨については、第2-1（27ページ）参照】



第217回国会開会式

令和7年度予算審議

令和7年度予算は、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとするとともに、我が国が直面する構造的な変化に的確に対応するために編成されたものであるとされた。

具体的には、官民連携の下でのAI、半導体分野やGXの投資促進の実施、こども未来戦略に基づく子育て支援の本格実施、防衛力の抜本強化の着実な実施といった、複数年度で計画的に取り組むこととしている重要課題への対応のほか、地方創生交付金の倍増や、内閣府防災担当の予算、定員の倍増などの重要政策に予算を重点配分することとされ、一般会計の総額が115兆5,415億円となった。

令和7年度予算は、1月24日に提出され、同月30日の予算委員会で趣旨説明の聴取が行われた。その後、今回初めて実施された省庁別審査のほか、集中審議、公聴会、分科会などの予算委員会での審査を経て、3月4日の本会議において、記名投票の結果、一般会計予算及び特別会計予算は修正議決、政府関係機関予算は可決され、参議院に送付された。3月31日の参議院本会議において、一般会計予算は再度修正議決され、同日、衆議院に回付された（特別会計予算及び政府関係機関予算は参議院で可決、成立）。同回付案は同日の本会議で同意され、一般会計予算は成立した。

衆議院及び参議院における修正により、一般会計予算は、提出時より3,437億円減額され、115兆1,978億円（過去最大であった令和5年度当初予算の114兆3,812億円を超えた）となった。【詳細は、**第3-14予算委員会（259ページ）参照**】

成立した主な議案等

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が58件、議員提出法律案が17件であった。成立した主な内閣提出法律案は、以下のとおりである。

所得税法等改正案	所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ、中小企業経営強化税制の拡充、防衛力強化に係る財源確保のための防衛特別法人税の創設等を行うもの 【詳細は、第1-2(2)税制関係（10ページ）参照】
サイバー対処能力強化法案 サイバー対処能力強化法整備法案	重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針の策定、報告の制度や通信情報の取得等の措置及びサイバー通信情報監理委員会による審査、検査等について定めるもの サイバー対処能力強化法の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備等を行うもの 【詳細は、第1-2(3)情報通信（サイバーセキュリティ）関係（12ページ）参照】
給特法等改正案	教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずるもの 【詳細は、第1-2(4)学校教育関係（14ページ）参照】
国民年金法等改正等法案	被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族厚生年金制度の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずるもの 【詳細は、第1-2(5)年金関係（16ページ）参照】
災害対策基本法等改正案	国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、内閣府に防災監を新設する等の措置を講ずるもの 【詳細は、第1-2(6)災害対策関係（18ページ）参照】
下請法等改正案	従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大、製造等の目的物の引渡しに必要な運送委託を規制対象取引へ追加、協議を適切に行わない代金額決定の禁止、手形による代金支払いの禁止等の措置を行うもの 【詳細は、第1-2(7)中小企業政策関係（20ページ）参照】
公益通報者保護法改正案	事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、公益通報者の範囲拡大、公益通報を阻害する要因への対処及び公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止、救済の強化を講ずるもの 【詳細は、第1-2(8)消費者行政関係（22ページ）参照】

上記のほか、地方税法等改正案、大学等修学支援法改正案、情報処理促進法等改正案、刑事訴訟法等改正案、人工知能関連技術推進法案、防衛省設置法等改正案、日本学術会議法案、食品等流通合理化法等改正案、マンション法等改正案、環境影響評価法改正案なども成立した。

また、成立した主な議員提出法律案は、以下のとおりである。

公職選挙法改正案（衆法第9号）	ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務を定めるとともに、ポスター掲示場に掲示したポスターにおいて営業宣伝をした者に対する罰則を設けるもの
公職選挙法改正案（衆法第10号）	公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化及び選挙運動用ポスターの規格の統一を図るもの
地震財政特措法改正案（震災復興・災害対策特別委員長提出）（衆議院）	同法律の有効期限を5年間延長し、令和12年3月31日までとするもの
トラック事業法改正案（国土交通委員長提出）（衆議院）	トラック事業の許可を5年ごとの更新制とすること、国土交通大臣はトラック事業に係る運賃及び料金について適正原価を定めることができるとし、標準的な運賃は廃止すること、元請として運送を引き受けるトラック事業者等は再委託の回数を2回以内に制限するよう努めなければならないこととする等の措置を定めるもの
行政書士法改正案（総務委員長提出）（衆議院）	行政書士の使命及び職責を明らかにする規定を設けるとともに、特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手續について代理等することができる範囲を拡大する等の措置を講ずるもの

ギャンブル等依存症対策基本法改正案(内閣委員長提出)(衆議院)	国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等を禁止するとともに、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置が講じられることを明記するもの
スポーツ基本法等改正案(文部科学委員長提出)(衆議院)	スポーツ基本法について、前文及び基本理念の見直し、地方スポーツ推進計画に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるとともに、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律について、国等が連携を図る関係者として一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構を明記するもの

今国会で承認された条約は、令和6年2月に署名された我が国とウクライナ国との間の二重課税の除去及び脱税等の防止に関する法的枠組みについて定めた「日・ウクライナ租税条約」など13件であった。

継続審査となった主な議案としては、内閣提出法律案では、医師の偏在是正のための措置や医療DXの推進のための措置について定めた「医療法等改正案」がある。

議員提出法律案では、企業・団体献金の公開強化等について定めた自民提出の「政治資金規正法改正案(衆法第4号)」、企業・団体献金の禁止等について定めた立憲、維新、有志及び参政共同提出の「政治資金規正法等改正案(衆法第21号)」、選択的夫婦別氏制度の導入等を定めた立憲提出の「民法改正案(衆法第29号)」及び国民提出の「民法改正案(衆法第35号)」並びに旧姓の通称使用等を定めた維新提出の「婚姻前の氏の通称使用に関する法律案(衆法第30号)」がある。

また、ガソリン税の暫定税率に関連する規定の削除等を内容とする、立憲、維新、国民、共産、参政及び保守提出の「租税特別措置法等改正案(衆法第53号)」は、本院を通過したが、参議院において審査未了(廃案)となった。

決議案としては、「財務金融委員長井林辰憲君解任決議案」が6月17日に提出され、同月18日の本会議において可決された。このほか、「国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案」が5月27日提出され、同日の本会議において可決された。**【詳細は、第2-3決議(62ページ)参照】**

その他

1月29日、「衆議院選挙制度に関する協議会」の初回の会合が開催された(会期中に7回開催された)。

1月31日、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議」が開催された(会期中に4回開催された)。

2月4日、「調査研究広報滞在費改革に関する衆参合同協議会」の初会合が開催された。

2月13日の本会議において、石破内閣総理大臣から、米国訪問に関する報告について発言があり、同報告に対する質疑が行われた。

2月18日、「国会改革に関する協議会」の初会合が開催された。

4月4日、与野党党首会談(石破内閣総理大臣(自由民主党総裁)、野田佳彦立憲民主党代表、前原誠司日本維新の会共同代表、玉木雄一郎国民民主党代表、斉藤鉄夫公明党代表、田村智子日本共産党委員長、山本太郎れいわ新選組代表)が国会内で開催され、石破内閣総理大臣から、米国政権が発表した相互関税について、国難の状況にあり、超党派での対応が必要であるとして、各党に協力を要請した。

4月24日、議院運営委員会において、衆参合同協議会での議論を踏まえ、調査研究広報滞在費の使途の範囲及び使途の報告・公開について定めた「調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開並びに残額の返還に関する規程」が決定された。

5月27日、石破内閣総理大臣(自由民主党総裁)、斉藤鉄夫公明党代表及び野田佳彦立憲民主党代表が会談し、年金改革法案の修正に関して合意文書に署名した。

5月30日、安全保障委員会において、国会初となるオンライン形式による参考人質疑が行われた。

6月12日、与野党党首会談(※出席メンバーは、4月4日と同じ)が国会内で開催され、石破内

閣総理大臣から、米国政府との関税協議の現状について説明が行われた。

6月17日、議院運営委員会理事会において、国会改革に関する協議会での議論を受けて、国会運営や委員会組織の改革案をまとめた「衆議院における国会改革の申合せ」が決定された。

6月18日、本会議において財務金融委員長の選挙が行われ、投票の結果、阿久津幸彦君（立憲）が財務金融委員長に選任された（同日、揮発油税及び地方揮発油税の暫定税率の廃止を内容とする、野党7党共同提出の法律案が審議入りされないことを理由として解任された井林辰憲君（自民）の後任）。

第217回国会閉会后

7月20日、第27回参議院議員通常選挙が行われた。即日開票の結果、連立政権を組んでいる自由民主党及び公明党は、いずれも改選議席を大きく下回り、非改選議席と合わせ過半数を確保することができなかった。一方、野党は、立憲民主党が改選議席数と同数を確保し、国民民主党と参政党が大きく議席を増加させ、日本維新の会及びれいわ新選組がいずれも改選議席を一つ上回り、社会民主党も改選議席を維持した。また、日本保守党及びチームみらいが新たに議席を獲得したが、日本共産党は改選議席を減らし、NHK党は改選1議席を維持できなかった。【詳細は、第1-3国政選挙結果(2) 第27回参議院議員通常選挙(24ページ参照)】

7月25日、与野党党首会談（石破内閣総理大臣（自由民主党総裁）、野田佳彦立憲民主党代表、前原誠司日本維新の会共同代表、玉木雄一郎国民民主党代表、斉藤鉄夫公明党代表、大石あきこれいわ新選組共同代表、田村智子日本共産党委員長、神谷宗幣参政党代表）が国会内で開催され、石破内閣総理大臣から、日米関税交渉の合意の経緯についての説明があり、各党に理解を求めた。

【第218回国会（臨時会）】

第218回国会は、令和7年8月1日に召集され、会期は8月5日までの5日間であった。

この国会は、7月20日に第27回参議院議員通常選挙が行われたことを受けて召集された臨時会である。

召集日には本会議において、議席の指定が行われ、会期が8月5日までの5日間と議決された後、東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会等の7特別委員会が設置された。

参議院議員通常選挙直後の短期の臨時会であったが、8月4日には予算委員会が開会され、予算の実施状況に関する件（米国の関税措置等内外の諸課題）について、集中審議が行われた。

第218回国会閉会后

8月8日、日本維新の会では、同月5日の記者会見において前原誠司共同代表が参議院議員選挙の結果を踏まえ辞意を表明したことを受けて、新たな共同代表に藤田文武衆議院議員が就任した。

8月15日、予算委員会理事懇談会において、赤澤国務大臣から、日米関税合意に関する交渉経緯等についての説明を聴取した。

9月7日、石破内閣総理大臣は、官邸で緊急記者会見を開き、自由民主党総裁を辞職する意向を表明した。この会見の中で、石破内閣総理大臣は、臨時総裁選要求の意思確認が党内に決定的分断を生みかねないと考えて身を引く決断をした、また、参議院の選挙結果に対する責任は総裁である私自身にあると述べた。

9月10日、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、れいわ新選組、日本共産党、有志の会、参政党、日本保守党及び社会民主党は、石破内閣総理大臣宛の臨時国会召集要求書を額賀衆議院議長に提出した。（参議院においても、同月11日、臨時国会召集要求書が提出された。）

9月19日、予算委員会において、予算の実施状況に関する件（米国の関税措置等）について、冒

頭に赤澤国務大臣からの発言の後、質疑が行われた。

10月4日、自由民主党総裁選挙が行われ、高市早苗衆議院議員が総裁に選出された。

10月10日、高市早苗自由民主党総裁と斉藤鉄夫公明党代表が、国会内で会談し、斉藤代表は、政治とカネに関する基本姿勢で相違があるとして、連立政権から離脱する旨を高市総裁に伝えた。

10月15日、「衆議院選挙制度に関する協議会」が開催された（本年8回目の開催）。

10月20日、高市早苗自由民主党総裁、吉村洋文日本維新の会代表及び藤田文武日本維新の会共同代表が、国会内で会談し、「連立政権合意書」に署名した。

〈閉会後の会派結成等の動き〉

9月22日、「改革の会」が結成され、斉木武志衆議院議員が代表に就任した。

10月6日、「有志の会」及び「改革の会」はそれぞれ解散した。

同日、「有志・改革の会」が結成され、吉良州司衆議院議員が代表に就任した。

同月8日、「日本保守党」は解散した。

同日、「減税保守こども」が結成され、河村たかし衆議院議員が代表に就任した。

同月20日、「有志・改革の会」は解散した。

同日、「有志の会」が結成され、吉良州司衆議院議員が代表に就任した。

同日、「改革の会」が結成され、斉木武志衆議院議員が代表に就任した。

【第219回国会（臨時会）】

第219回国会は、令和7年10月21日に召集された。

この国会は、公明党が連立政権から離脱し、自由民主党と日本維新の会の連立政権（日本維新の会は閣外協力）が樹立され、新たな政権の枠組みでの初めての国会となった。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が12月17日までの58日間と議決された後、総務委員長外6常任委員長長の辞任が許可され、既に予算委員長が欠員になっていることに伴い、総務委員長外7常任委員長長の選挙が行われた。



内閣総理大臣の指名（第219回国会）

引き続き、内閣総理大臣の指名の投票が行われ、記名投票の結果、高市早苗君237、野田佳彦君149、玉木雄一郎君28、斉藤鉄夫君24、山本太郎君9、田村智子君8、吉良州司君3、神谷宗幣君3、河村たかし君2、松原仁君1、百田尚樹君1で、高市早苗君が内閣総理大臣に指名された。また、参議院においては、1回目の投票で過半数に達した者がいなかったため、高市早苗君及び野田佳彦君につき決選投票を行い、高市早苗君が内閣総理大臣に指名された。同日、皇居での内閣総理大臣任命式及び国務大臣認証式を経て高市内閣が発足した。

同月24日、本会議において、内閣委員長及び厚生労働委員長の辞任が許可され、既に外務委員長外4委員長が欠員になっていることに伴い、内閣委員長外6常任委員長の選挙が行われ、引き続き、災害対策特別委員会等の7特別委員会が設置された。なお、前国会に設置された「東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会」及び「原子力問題調査特別委員会」については、「衆議院における国会改革の申合せ（第217回国会令和7年6月17日議院運営委員会理事会）」により、「災害対策特別委員会」及び「東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会」の2委員会に改組され、他の5委員会は、前国会と同様に設置された。休憩後、高市内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

この国会では、所信表明演説及びこれに対する代表質問に加え、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）を実施するための令和7年度補正予算や法律案の審議などが行われ、物価高対策を含む経済対策、成長戦略、財政政策、いわゆるガソリン税の暫定税率や消費税減税、いわゆる年収の壁、米政策、安全保障関連三文書の改定、防衛費の増額、存立危機事態、日中の外交関係、非核三原則、社会保障制度改革、医療・介護分野における支援や従事者の処遇改善、外国人政策などが議論された。特に、政治改革関係では、議員定数削減、政治資金や企業・団体献金の在り方などについての議論が交わされた。



高市内閣総理大臣の所信表明演説（第219回国会）

所信表明演説及び代表質問

10月24日、衆参両院の本会議において、高市内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

これに対する代表質問は、11月4日及び5日に行われ、政治改革関係では、議員定数の削減、政治資金の在り方、企業・団体献金の禁止について議論が行われた。経済・財政関係では、責任ある積極財政、物価高対策、いわゆるガソリン税の暫定税率、社会保障制度における給付と負担の在り方についての議論のための国民会議の設置などが議論された。また、外交・安全保障関係では、日

米首脳会談や日中首脳会談、防衛力強化や防衛費の増額、安全保障関連三文書の改定、核廃絶に向けた取組、国家情報局の創設などが議論された。そのほか、危機管理投資、エネルギー政策とメガソーラー規制、いわゆる副首都構想、医療・介護分野における財政支援及び制度改革や医療・介護分野の従事者の処遇改善、人材育成のための教育の在り方、国土強靱化・災害に強い国づくり、労働時間規制、外国人政策、熊による被害対策、憲法改正問題、旧氏の通称使用の法制化、訪日観光客の受入体制など、幅広い議論が展開された。

参議院においては、同月5日及び6日に代表質問が行われた。

【所信表明演説の全文及び質疑の要旨については、第2-2(64ページ)参照】

令和7年度補正予算審議

日本経済は、足元の景気は緩やかな回復局面にあるものの、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、個人消費や民間需要の力強さを欠く状況が続く中、米国関税措置に関する日米協議は合意に至ったものの、世界経済の先行きには不透明感があるとの認識の下、令和7年11月21日に「強い経済」を実現する総合経済対策が閣議決定された。

具体的には、①生活の安全保障・物価高への対応、②危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、③防衛力と外交力の強化等を図るとし、その実行等のための補正予算の一般会計の総額は、18兆3,000億円となった。12月8日に提出されたこの令和7年度補正予算は、同日予算委員会で趣旨説明の聴取が行われ、同委員会の審査を経て、同月11日の本会議で可決され、同月16日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、第3-14 予算委員会(272ページ)参照】**

成立した主な議案

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が11件、議員提出法律案が5件であった。成立した主な内閣提出法律案は、以下のとおりである。

医療法等改正案 (第217回国会提出)	地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療DXの推進のために必要な措置を講ずるもの
一般職給与法等改正案	人事院が令和7年8月7日に国会及び内閣に対して行った勧告を踏まえ、一般職の職員の俸給月額、期末手当及び勤勉手当並びに本府省業務調整手当等各種手当の改定等を行うもの
地方交付税法等改正案	地方財政の状況等に鑑み、令和7年度に限り臨時経済対策費、給与改定費及び臨時財政対策債償還基金費を設ける等の措置を講ずるもの

また、成立した主な議員提出法律案は、以下のとおりである。

租税特別措置法等改正案 (第218回国会提出) (衆議院)	現下の揮発油の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例を令和7年12月31日に廃止すること等を定めるもの
国会議員歳費法改正案 (議院運営委員長提出) (衆議院)	各議院の議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合について現行水準に据え置くもの

なお、今国会に提出され、継続審査となった議案としては、会社・団体等の寄附の制限を強化すること等について定めた国民及び公明提出の「政治資金規正法改正案(衆法第2号)」、政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方の検討を国会に置かれる学識経験者より構成される合議制の組織で行うこと等について定めた自民及び維新提出の「政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案(衆法第8号)」、衆議院議員の定数を現行の定数465人の1割を目標として削減すること等について定めた自民及び維新提出の「衆議院議員の定数削減等に関する法律案(衆法第11号)」などがある。

その他

11月18日、「衆議院選挙制度に関する協議会」の今国会初の会合が開催された。（会期中に2回開催され、本年中に計10回開催された）。

11月28日、「改革の会」は解散した。

12月16日、高市内閣総理大臣（自由民主党総裁）と吉村洋文日本維新の会代表が、国会内で会談し、自民及び維新共同提出の衆議院議員定数削減法案について、令和8年中に結論を得るよう協力することで意見が一致した。

第219回国会閉会后

12月18日、法務委員会において、裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（家族の氏を巡る問題等について）について、質疑が行われた。

同日、農林水産委員会において、農林水産関係の基本施策に関する件（畜産問題等）について質疑が行われた後、令和8年度畜産物価格等に関する件について、決議が行われた。

同日、高市内閣総理大臣（自由民主党総裁）と玉木雄一郎国民民主党代表が、国会内で会談し、所得税の非課税枠に関する「年収の壁」を現行の160万円から178万円まで引き上げることで合意した。

令和8年1月15日、野田佳彦立憲民主党代表と斉藤鉄夫公明党代表が、国会内で会談し、次の衆議院議員総選挙に向けて、新党を結成することで合意した（翌16日、新党の名称を「中道改革連合」と発表）。

同月19日、高市内閣総理大臣は、官邸の記者会見において、1月23日の常会召集日当日に衆議院を解散する旨を表明した。また、総選挙の日程については、1月27日公示、2月8日投開票で実施する考えを示した。

同月22日、中道改革連合の結党大会が開催され、野田佳彦衆議院議員及び斉藤鉄夫衆議院議員が共同代表に就任した。

〈閉会後の会派結成等の動き〉

1月22日、「立憲民主党・無所属」及び「公明党」はそれぞれ解散した。

同日、「中道改革連合・無所属」が結成され、野田佳彦衆議院議員が代表に就任した。

(2) 税制関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 税制改正のプロセス

我が国では、税金を課すには法律に基づいていなければならないとする「租税法律主義」（憲法第84条）が採用されている。また、税制については、税負担の公平性、納税者の選択への中立性、制度の簡素性の確保等の理念に沿いつつ、経済社会の変化に十分対応できるよう、仕組みや各制度の在り方を不断に検討し、見直していく必要があるとされている。以上の考え方から、例年、政府税制調査会が中長期的視点からの税制の在り方を検討する一方、与党税制調査会が各省庁からの税制改正要望等を基に毎年度の具体的な税制改正事項を「税制改正大綱」として取りまとめている。この与党の「税制改正大綱」を踏まえて閣議決定される「税制改正の大綱」に沿った税制改正法案が国会に提出され、審議を経て成立している。

(イ) 少数与党下での税制改正（与野党協議）

令和6年10月27日に行われた第50回衆議院議員総選挙においては、与党（自由民主党及び公明党）で議席の過半数を獲得するには至らなかった。このため、上記（ア）における従来の税制改正のプロセスとは異なり、令和7年度税制改正法案の成立に向け、与野党間の協議が行われた。

同年11月20日の自由民主党、公明党及び国民民主党の3党の政調会長会談においては、税制改正や令和7年度予算等に関わる事項が盛り込まれた新たな経済対策の策定等について合意がなされた。

同月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」(以下「総合経済対策」という。)の「基本的考え方」の中では、いわゆる「103万円の壁」については、「令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる」こと、「ガソリン減税（いわゆる暫定税率の廃止を含む）」については、「自動車関係諸税全体の見直しに向けて検討し、結論を得る」こと、また、「これらに伴う諸課題に関しては、今後、検討を進め、その解決策について結論を得る」ことが明記された。

「103万円の壁」については、同年12月11日に自由民主党、公明党及び国民民主党の3党の幹事長会談で、国民民主党の主張する178万円を目指して、令和7年から引き上げることが合意された。その後、3党の税制調査会長間での協議を経て、同月13日、与党が基礎控除等の金額を20万円引き上げて123万円とする案を示したが、国民民主党は更なる金額の引上げを求め、合意には至らなかった。

(ウ) 法律案提出に至る経緯

こうした状況を背景に、令和6年12月20日に決定された「令和7年度税制改正大綱」（自由民主党及び公明党）(以下「令和7年度与党大綱」という。)においては、「総合経済対策」等を踏まえ、所得税の基礎控除及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置等に関する税制改

正の具体的内容が示された。なお、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置のうち、所得税については、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら引き続き検討することのほか、「103万円の壁」の引上げ幅やガソリンの暫定税率の取扱いについては、引き続き真摯に協議を行っていく旨が示された。

令和7年度与党大綱に示された内容のうち、令和7年度税制改正において措置するものについては、同月27日、「令和7年度税制改正の大綱」として閣議決定された。

このような経過を経て、令和7年2月4日、**所得税法等の一部を改正する法律案**（以下「**所得税法等改正案**」という。）は閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策、地域経済の好循環の実現、国際環境の変化への対応等の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに特定親族特別控除の創設、中小企業経営強化税制の拡充、防衛力強化に係る財源確保のための防衛特別法人税の創設等を行うもの

ウ 審議経過

所得税法等改正案は、2月14日に本会議で趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、財務金融委員会に付託された。

同委員会における審査では、政府に対する質疑とともに、修正案提出者に対する質疑が行われたほか、石破内閣総理大臣の出席の下での質疑も行われた。

また、立憲の提案による防衛力強化に係る財源確保のための税制措置に係る規定を削除すること等を内容とする修正案（後に撤回許可）、自民及び公明の共同提案による所得税の基礎控除等の特例を創設すること等を内容とする修正案、立憲及び国民の共同提案による揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」を廃止するものとする内容とする修正案が提出され、討論、採決の結果、立憲及び国民の共同提案による修正案は否決され、自民及び公明の共同提案による修正案並びに修正部分を除く原案が可決され、修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案には、附帯決議が付された。

その後、本会議、参議院での審議を経て、3月31日に成立した。

〔審査経過は、「第3 委員会等の概況 財務金融委員会 第217回国会」（151ページ）参照〕

エ 主な質疑事項

- ①所得税の基礎控除等の見直しの目的
- ②自民及び公明の共同提案による修正案に伴う恒久減収分に対応する財源確保のための方策
- ③自民及び公明の共同提案による修正案の複雑さや制度導入に伴う事務負担等に対する懸念
- ④中小企業経営強化税制の拡充において売上高100億円超を目指す企業を支援対象とした根拠
- ⑤外国人旅行者向けの消費税免税制度の見直しによる制度の不正利用防止の効果
- ⑥本法律案における防衛財源確保のための税制措置では防衛力整備計画の実施に必要なとされる財源確保には不足するため更なる増税が必要となる可能性

(3) 情報通信（サイバーセキュリティ）関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

近年、サイバー攻撃の巧妙化・高度化や国家を背景とした攻撃等により、政府機関や重要インフラ等におけるサービスの停止や機微情報の流出等、国民生活・経済活動及び安全保障に深刻かつ致命的な被害を及ぼすおそれが顕在化している。このような状況に対し、民間のみでの対策や、攻撃を受けてから対応する受動的なサイバー防御では限界があり、事前に攻撃の兆候を検知して対応する能動的サイバー防御が必要であるとの指摘がなされてきた。

我が国においても、令和5年7月には、名古屋港においてランサムウェア攻撃（データを暗号化し、その解除と引換えに金銭を要求する攻撃）によるシステム障害の発生により業務が約3日間停止し、物流に大きな影響を及ぼすこととなった。また、令和6年の年末から令和7年の年始にかけて、航空事業者、金融機関、通信事業者等が相次いでDDoS攻撃（攻撃目標のサーバに対して、複数の攻撃元から同時に大量のデータを送出し、その機能を停止させる攻撃）を受け、サービスが一時停止する等の被害が発生した。

政府においては、「国家安全保障戦略」（令和4年12月）の中で、武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するために能動的サイバー防御を導入するとしていた。また、同戦略は、①攻撃を受けた民間事業者等から政府への情報共有及び政府からの支援等の取組強化、②攻撃者サーバ等を検知するため、通信事業者が持つ通信情報を活用すること、③可能な限り未然に攻撃者サーバ等への侵入（アクセス）・無害化を可能とするための政府への必要な権限の付与、の3点を含む必要な措置の実現に向け検討を進めるとしていた。

令和6年6月から「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が開催され、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるべく、当該分野における新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討が行われた。検討の結果は、同年11月、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」として取りまとめられた。同提言においては、①情報管理と官民双方向の情報共有を両立する仕組みを構築すべきこと、②政府による通信情報の利用と憲法（通信の秘密の保護）との適合性に関しては、先進主要国を参考に通信情報の取得及び情報処理のプロセスに関する独立機関の監督を含む緻密な法制度を作るべきであること、③外国に所在する攻撃サーバ等に対して行われるアクセス・無害化措置が当該国の主権侵害に当たり得る場合には違法性阻却事由を援用するなど国際法上許容される範囲内で行われる仕組みを検討すべきことなど、法制度の具体的な方向性が示された。

同月、石破内閣総理大臣は、平サイバー安全保障担当大臣に対し、有識者会議の成果を踏まえ、可能な限り早期に関連法案を取りまとめるよう指示し、翌12月には、同法案を令和7年の常会に提出すると表明した。

以上の経緯を踏まえ、令和7年2月7日、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（以下「サイバー対処能力強化法案」という。）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（以下「整備法案」という。）が閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

(ア) 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（内閣提出）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図るため、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針の策定、特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告の制度、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為による被害の防止のための通信情報の取得、当該通信情報の取扱いに関するサイバー通信情報監理委員会による審査及び検査、当該通信情報等を分析した結果の提供等について定めるもの

(イ) 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴い、重大な危害を防止するための一定の警察官又は自衛官による電子計算機の動作に係る措置に関する規定を整備するとともに、サイバーセキュリティ基本法その他の関係法律について所要の規定の整備等を行うもの

ウ 審議経過

サイバー対処能力強化法案及び整備法案は、3月18日に本会議で趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、内閣委員会に付託された。

内閣委員会における審査では、政府に対する質疑、参考人に対する質疑のほか、総務委員会及び安全保障委員会との連合審査会、石破内閣総理大臣の出席の下での質疑も行われた。

質疑終局後、サイバー対処能力強化法案に対し、自民、立憲、維新、国民、公明及び有志の共同提案による①通信の秘密の尊重、②国会に対する報告事項の具体化等を内容とする修正案が提出され、討論、採決の結果、同法案は、修正案及び修正部分を除く原案が可決され、修正議決すべきものと議決された。また、整備法案は、原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、両法律案には、附帯決議が付された。

その後、両法律案は、本会議、参議院での審議を経て、5月16日に成立した。

〔審査経過は、「第3 委員会等の概況 内閣委員会 第217回国会」（82ページ）参照〕

エ 主な質疑事項

- ①基幹インフラ事業者のインシデント報告等に係る負担の軽減
- ②中小企業の情報セキュリティ対策
- ③通信情報の利用と通信の秘密の保護との関係性
- ④内内通信（国内のみで閉じた通信）を分析の対象外とした理由及びその妥当性
- ⑤事業者が政府と協定を締結し通信情報を提供する場合における通信の相手方の同意の必要性
- ⑥アクセス・無害化措置と国際法との整合性
- ⑦アクセス・無害化措置に係る事前承認及び事後通知の妥当性・実効性
- ⑧自衛隊による通信防護措置の要件の妥当性
- ⑨アクセス・無害化措置と武力行使に該当するサイバー行動の差異
- ⑩サイバー通信情報監理委員会による運用状況に関する国会報告の在り方

(4) 学校教育関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 公立学校の教員の給与等の特例

戦後の公務員の給与制度改革において、教員については、勤務時間を単純に測定することが困難であること等を踏まえ、一般公務員より1割程度増額した給与額とされたことに伴い、教員に対しては時間外勤務手当を支給しないこととされた。しかし、公務員全体の給与制度の見直しの過程において、教員給与の優位性が失われたほか、教員には時間外勤務を命じないようとの当時の文部省からの指示にもかかわらず、時間外勤務が行われている実態が広がり、時間外勤務手当の支給を求める訴訟が各地で提起され、全国的な社会問題となった。

このような状況から、文部省は、昭和41年度に全国的な勤務状況調査を実施し、これを踏まえ、昭和46年、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件についての特例を定めた**公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法**^(注)（以下「給特法」という。）が制定された。同法においては、①時間外勤務手当は支給せず、教職調整額（給料月額^(注)の4%）を本給として支給すること、②教員について、原則時間外勤務を命じないこととし、命ずる場合は政令で定める特定の業務（超勤4項目）であって臨時又は緊急の場合に限ること等が定められた。

(注) 制定時は「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」。平成16年の国立大学法人化に伴い、現在の題名に変更されるとともに国立学校の教員が適用対象外とされた。

(イ) 給特法の見直しに向けた動き

このように給特法は、時間外勤務の抑制と金銭的補償に配慮する形で制定されたが、その後、学校が対応する課題が複雑化・困難化する中で、一人一人の児童生徒へのきめ細やかな対応の必要性などから教員の業務量が増加し、平成18年度及び平成28年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査において、教員の深刻な長時間勤務の実態が明らかとなった。

令和5年4月に公表された「教員勤務実態調査（令和4年度）」（速報値）においても、依然として長時間勤務の教員が多い状況であることが明らかとなったことを受け、文部科学大臣から諮問を受けた中央教育審議会は、令和6年8月、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）を取りまとめた。答申においては、教員を取り巻く環境の抜本的な改善の基本的な方向性として、①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善を一体的・総合的に推進することが示された。

答申を踏まえ、文部科学省は、令和7年度予算概算要求において、教員業務支援員の配置等による学校における働き方改革の更なる加速化、小学校における教科担任制の拡充等による学校の指導・運営体制の充実、教職調整額の水準を給料月額の4%から13%に改善する等による教師の処遇改善のための予算を要求した。しかし、令和6年11月、財務省の財政制度等審議会は、「令和7年度予算の編成等に関する建議」において、教職調整額について、一定期間ごとに働き方改革の進捗を確認した上で、10%を目指して段階的に引き上げつつ、10%

に達する際に所定外の勤務時間に見合う手当に移行することを検討する、との案を示した。

その後、令和7年度予算についての財務大臣と文部科学大臣による大臣折衝が行われ、令和6年12月、時間外在校等時間の削減を条件付けすることなく、教職調整額の率を令和12年度までに10%へ引き上げるための給特法改正案を次期通常国会に提出すること等を内容とする「教師を取り巻く環境整備に関する合意」がなされた。

以上のような経緯を経て、令和7年2月7日、**公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案**（以下「給特法等改正案」という。）が閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立小中学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進、教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する教員の業務量管理等のための計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ等の措置を講ずるもの

ウ 審議経過

給特法等改正案は、4月10日に本会議で趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、文部科学委員会に付託された。

同委員会における審査では、政府に対する質疑のほか、参考人に対する質疑が行われ、石破内閣総理大臣の出席の下での質疑も行われた。

また、自民、立憲、維新、国民及び公明の共同提案による、公立小中学校等の教員の1箇月の時間外在校等時間について、令和11年度までに平均30時間程度に削減することを目標とし、教員1人当たりの担当授業時数の削減等の措置を講ずること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明の聴取の後、原案及び修正案を一括して質疑が行われ、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案が可決され、修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案には、附帯決議が付された。

その後、本会議、参議院での審議を経て、6月11日に成立した。

〔審査経過は、「第3 委員会等の概況 文部科学委員会 第217回国会」（169ページ）参照〕

エ 主な質疑事項

- ①時間外勤務手当は支給せず、教職調整額を支給するという給特法の仕組みを維持する理由
- ②教員の勤務実態調査を継続して実施するとともに、持ち帰り業務を含めた調査を行う必要性
- ③学校や教員が担う業務に係る3分類の取組を徹底するとともに、教員が担うべきではない業務を明確化する必要性
- ④主務教諭に期待される職務内容及び主務教諭創設に伴い教諭の給与が引き下げられる懸念
- ⑤教職調整額を10%に引き上げる理由及び6年かけて段階的に引き上げることとした理由
- ⑥中学校35人学級の実現を法制上の措置で行う旨を本法律案に明記する必要性

(5) 年金関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

我が国の公的年金制度は、明治時代に創設された官吏等を対象とする恩給制度を源流とし、昭和16年に労働者年金保険法（昭和19年に厚生年金保険法に名称変更）が制定されるなど被用者向けの制度が整備されてきた。その後、昭和36年には、自営業者や農業者等を対象とした「国民年金法」が施行され、国民皆年金が実現することとなった。

国民皆年金の確立後、給付と負担の両面にわたる制度間の格差等の問題が生じてきたため、昭和60年の年金制度改正では、それまで独自に運営されていた国民年金、厚生年金、共済年金の各制度の基礎的な部分を統合する形で基礎年金制度が導入された。これにより、公的年金制度は、全国民共通の定額の基礎年金と被用者年金の報酬比例部分から成る二階建ての制度体系となった。

基礎年金制度導入後においても、少子高齢化が進行する中で、将来にわたり年金財政収支の均衡を図るため、保険料（率）の引上げ等の制度改正が行われてきたが、それらの制度改正は、年金制度に対する国民の不信感や不安感、給付と負担の水準に関する世代間格差への不公平感を高めることとなった。

このような状況の下、平成16年の年金制度改正では、保険料（率）の上限を固定した上で、賃金や物価による年金額の伸びを抑えるマクロ経済スライドを導入し、負担の範囲内で給付水準の調整を行うこととして、積立金の活用を含め、おおむね100年間で財政均衡を図ることとされた。

しかし、5年ごとに年金財政の健全性を検証する財政検証において、厚生年金に比べて基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間が長期化し、基礎年金の給付水準の低下が大きくなることが確認されるようになり、令和6年財政検証においては、過去30年の経済状況を投影した経済前提において将来的に3割低下する見通しとされた。

また、女性や高齢者の就業の拡大、単身世帯・共働き世帯の増加といった家族構成やライフスタイルの多様化などの社会経済状況の変化に対応するため、働き方、雇い方に中立的な年金制度であって就労インセンティブを阻害しない制度が求められていた。

これらを背景として、厚生労働省の社会保障審議会年金部会等において、次期年金制度改正について検討が進められた。その結果等を踏まえ、政府において、法律案の策定作業が進められたが、その内容のうち、マクロ経済スライドを早期に終了させる措置に対しては与党内で様々な意見があり、国会提出の見通しが立たない状況となった。

そのため、政府は、マクロ経済スライドの早期終了の具体的な仕組みについては、今回の法律案に規定しないこととし、令和7年5月16日、**社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案**（以下「国民年金法等改正等法案」という。）は閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずるもの

ウ 審議経過

国民年金法等改正等法案は、5月20日に本会議で趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、厚生労働委員会に付託された。

同委員会における審査では、政府に対する質疑のほか、参考人に対する質疑が行われた。その後、自民、立憲及び公明の共同提案による将来の基礎年金の給付水準の底上げ（マクロ経済スライドの早期終了）等を内容とする修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑が行われ、石破内閣総理大臣の出席の下での質疑も行われた。

質疑終局後、国民の提案による被用者保険の適用拡大等の年金制度における諸課題についての検討を内容とする修正案及び共産の提案によるマクロ経済スライドを速やかに終了させるための事項についての検討等を内容とする修正案が提出され、討論、採決の結果、国民による修正案及び共産による修正案はいずれも否決され、自民、立憲及び公明の共同提案による修正案並びに修正部分を除く原案が可決され、修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案には、附帯決議が付された。

その後、本会議、参議院での審議を経て、6月13日に成立した。

〔審査経過は、「第3 委員会等の概況 厚生労働委員会 第217回国会」（181ページ）参照〕

エ 主な質疑事項

- ①本法律案の提出が遅れた理由
- ②被用者保険の適用拡大により負担が増加する中小企業に対する支援の必要性
- ③在職老齢年金制度の見直しによる将来世代の年金への影響
- ④基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させ基礎年金の底上げをする必要性
- ⑤基礎年金の底上げに必要な国庫負担の安定財源の確保策
- ⑥基礎年金の拠出期間の延長及び被用者保険の更なる適用拡大について早急に検討する必要性
- ⑦第3号被保険者制度の見直しの方向性及び議論の進め方
- ⑧年金制度改革に向けた与野党協議の場を設置する必要性

(6) 災害対策関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 災害対策基本法及び災害救助法が制定された経緯

昭和21年12月に発生した南海地震では、高知、和歌山、徳島の各県を中心に、主に津波によって大きな被害が生じた。当時、災害応急対策に関する制度としては、明治32年に制定された罹災救助基金法があったが、救助活動実施に当たる関係行政機関の連携に統一を欠くなどの制度的欠陥が顕在化した。この欠陥を補うため、災害救助法が昭和22年に制定され、救助の範囲、救助費用の負担、災害救助基金の創設等が規定された。

また、戦後、我が国は大規模災害に断続的に見舞われる中、对症下药的に個別の災害対策関係法が逐次整備されていた。しかし、他の法律との整合性について充分考慮されないまま作用していたため、防災行政は十分な効果をあげることができず、広域大災害に対処する体制を一層整備する必要性があった。こうした中、昭和34年9月に伊勢湾台風による大災害が発生したことを契機として、我が国の災害対策関係法律の一般法である災害対策基本法が昭和36年に制定され、災害救助法の一部が同法に移管された。災害対策基本法には、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するべく、様々な規定が置かれている。災害対策基本法及び災害救助法は、その後も災害の教訓等を踏まえ、逐次改正が行われてきた。

(イ) 令和6年能登半島地震と政府の対応

令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生した。被害の範囲は、新潟県や富山県などにも広く及び、死者・行方不明者700名（うち災害関連死470名）、住家被害165,563棟（令和7年12月25日現在 消防庁資料）など人命や家屋、ライフラインへの甚大な被害をもたらした。

政府は、非常災害対策本部等を設置して応急対応に当たる一方、多くのNPO等の専門ボランティア団体が被災地入りし、多様な支援活動を行った。この地震は、過疎と高齢化が進む半島部で起こった災害であったことから、復旧・復興に関する様々な課題が明らかとなったため、政府は、中央防災会議「防災対策実行会議」の下に、災害対応検討ワーキンググループを設置し、災害時における応急対策・生活支援策強化の検討を始めた。

その後、10月に就任した石破内閣総理大臣は、①内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で抜本的に強化すること、②専任の大臣を置く防災庁の設置に向けた準備を進めること、③災害関連死ゼロを実現するため、避難所が満たすべき基準を定めたスフィア基準も踏まえて避難所の在り方を見直すことを表明した。こうした状況の中、ワーキンググループは、能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について報告書を取りまとめた。これを受けて政府は、人命最優先の防災立国を早急に構築するべく、能登半島地震の教訓を踏まえた災害対応の強化や、令和8年度からの防災庁設置を見据えた政府の組織体制強化に向け「防災立国推進閣僚会議」を設置し、災害対策関連法制の見直しに係る具体的措置について検討し、次期通常国会での法案提出を目指すとの方向性や防災庁設置に向けた今後の対応方針等を示した。

(ウ) 法律案の提出

以上の経緯を踏まえ、令和7年2月14日、**災害対策基本法等の一部を改正する法律案**（以下「**災害対策基本法等改正案**」という。）が閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

令和6年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、災害の定義の例示への地盤の液状化の追加、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、救助の種類への福祉サービスの提供の追加、従事命令の対象の拡大、災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設、内閣府の防災監の新設等の措置を講ずるもの

ウ 審議経過

災害対策基本法等改正案は、4月1日に本会議で趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会に付託された。

同委員会における審査では、政府に対する質疑のほか、参考人に対する質疑が行われた。

また、立憲、共産及び有志の共同提案による①応急的な福祉の充実について、政府原案より一層の明確化を図ること、②従事命令の対象者に福祉関係者を追加するに当たり、罰則を伴わない形での追加に改めること等を内容とする修正案、れ新の提案による①登録被災者援護協力団体の役員の欠格事由から心身の障害を理由とする条項を削除すること、②中央防災会議等の委員に登録被災者援護協力団体の代表等を追加すること等を内容とする修正案が提出され、討論、採決の結果、両修正案はいずれも否決され、本法律案は原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案には、附帯決議が付された。

その後、本会議、参議院での審議を経て、5月28日に成立した。

【審査経過は、「第3 委員会等の概況 東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会 第217回国会」(301ページ) 参照】

エ 主な質疑事項

- ①地盤の液状化を災害類型として明記した意義及び今後の対処方針
- ②適切な福祉サービスの提供に向けガイドラインを策定する必要性
- ③福祉関係者への従事命令に係る罰則規定についての考え方
- ④登録被災者援護協力団体の役員についての障害者に係る欠格条項の趣旨
- ⑤ボランティアに対する交通費等公的補助及び官民連携の在り方
- ⑥災害関連死についての政府の認識及び対策
- ⑦地方自治体の適正な備蓄計画策定に向けた政府の役割
- ⑧復旧・復興に従事する作業員の安全衛生環境の確保と理解促進の必要性
- ⑨防災庁の優先課題
- ⑩南海トラフ地震臨時情報発表に対する政府の検証結果及び課題

(7) 中小企業政策関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 下請法の制定

昭和28、29年頃、朝鮮戦争によってもたらされた好景気終息後の不況の深刻化により、製造業の下請代金の支払遅延等が経済的、社会的に大きな問題となっていた。そのため、昭和28年に行われた「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）の改正により、新たに不公正な取引方法が禁止され、その一類型として、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、その地位を不当に利用して相手方と取引することが規制された。また、昭和29年に「下請代金の不当な支払遅延に関する認定基準」が公表され、これらに基づいて下請代金の支払遅延等の防止が図られた。

昭和30年は、神武景気の初期に当たり、生産・輸出が好調であったため、本来であれば下請代金の支払条件も改善されるはずであったが、実際には悪化したことから、従来よりも厳格で効果的な取締方法により問題を解決する必要性が高まった。そこで政府において検討が進められ、昭和31年に「下請代金支払遅延等防止法」（以下「下請法」という。）が制定された。

下請法は、適用対象となる取引の範囲を取引内容と資本金区分の両面から定めて、規制対象に当てはまる取引の発注者（親事業者）を「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を迅速かつ効果的に規制し、下請事業者の利益保護を図るものである。下請法の規制対象行為は、独占禁止法の規定（優越的地位の濫用）に違反するおそれがある行為であるが、独占禁止法により規制する場合には、その認定には相当の期間を要し、問題解決の時機を逸するおそれ等がある。そのため下請法は、独占禁止法の違反事件処理手続とは別の簡易な手続を定めており、独占禁止法の補完法として位置付けられている。

下請法制定以降、親事業者と下請事業者の定義や対象となる取引の内容を拡大する等の内容とする改正が、数次にわたり行われてきた。

(イ) 今回の改正の経緯

令和6年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太の方針2024）においては、「新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる『構造的な価格転嫁』を実現する。」ことが示された。

こうした中、我が国がデフレから完全に脱却し、経済の好循環を実現するためには、構造的な賃上げが必要であり、そのためには中小企業が構造的な賃上げ原資を確保できる取引環境の整備が重要であるとして、関係有識者から成る、「企業取引研究会」が開催され、令和6年12月に報告書が取りまとめられた。同報告書では、下請法の見直しについて、①親事業者が一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為を規制する必要があること、②紙の有価証券である手形については、下請法の代金の支払手段として使用することを認めないこと、③発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新た

に下請法の対象取引としていくこと、④報復措置の禁止の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加すること、⑤現行の資本金基準に加えて、従業員基準により事業者の範囲を画していくこと、⑥「下請」という用語を時代の情勢変化に沿った用語に改めること等が示された。

(ウ) 法律案の提出

以上のような背景及び経緯の下、令和7年3月11日、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（以下「下請法等改正案」という。）が閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出）

下請事業者等の用語を中小受託事業者等に改め、あわせて法律名を改めるとともに、従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大、製造等の目的物の運送委託の規制対象取引への追加、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金支払の禁止等を行うほか、振興事業計画における支援対象への運送委託に係る事業者の追加等の措置を講ずるもの

ウ 審議経過

下請法等改正案は、4月11日に本会議で趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、経済産業委員会に付託された。

経済産業委員会における審査では、政府に対する質疑が行われた。

また、自民、立憲、維新、国民、公明及び有志の共同提案による施行期日を令和8年1月1日とする修正案が提出され、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも可決され、修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案には、附帯決議が付された。

その後、本会議、参議院での審議を経て、5月16日に成立した。

〔審査経過は、「第3 委員会等の概況 経済産業委員会 第217回国会」（218ページ）参照〕

エ 主な質疑事項

- ① 中小受託事業者からの代金額に関する協議を委託事業者が拒んだ場合の措置
- ② 本法律案の適用基準に従業員数による基準を導入する意義
- ③ 名称を下請事業者から中小受託事業者へと変更する理由
- ④ 本法律案を踏まえた執行の強化及び充実に向けた取組方針
- ⑤ 適正な取引環境整備のための現行のガイドライン改定の必要性
- ⑥ トラック業界の取引適正化に向けた本法律案に基づく制度の活用方針
- ⑦ 複数の取引段階にある事業者が共同で行う事業に対する具体的な支援内容

(8) 消費者行政関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 公益通報者保護法の制定

平成12年頃から、事業者内部からの通報等を契機として、食品偽装表示事件やリコール隠しといった消費者の安全・安心を損なう不祥事が相次いで明らかとなった。事業者内部の労働者は、事業者の不正行為を最も早く知り得る立場にある一方、その事実を事業者や上司の意に反して通報した場合、解雇等の不利益な取扱いを一方的に受けるおそれがある。このため、平成16年6月、「公益通報者保護法」が制定され（平成18年4月施行）、労働者がどのような内容の通報をどこへ行えば公益通報として法的に保護（不利益な取扱いから保護）されるのが明確化されるとともに、公益通報者の保護と法令の規定の遵守のために必要な措置等が定められた。

(イ) 令和2年改正

公益通報者保護法施行後、消費者庁は、民間事業者や国の行政機関向けのガイドラインを策定し、周知・啓発することで事業者や行政機関の自主的な取組を促した。

しかしながら、事業者が内部で公益通報等を受け付けて調査し、是正に必要な措置をとる、いわゆる「内部通報制度」の機能不全が原因と見られる重大な不祥事（大企業による食品偽装、損失隠し、特別背任、不正請求、不正会計など）が次々と発覚し、事業者による公益通報への適切な対応を確保することが重要な課題となっていた。

また、公益通報者保護法の枠組みについて、適用範囲が狭く、保護要件が厳し過ぎるのではないかと、民事的な効果のみでは不利益な取扱いを抑止するための効果が不十分なのではないかといった指摘がなされ、これらの課題への制度的な手当てを講ずる必要性が生じていた。

このようなことから、平成30年12月に内閣府の消費者委員会「公益通報者保護専門調査会」が取りまとめた報告書を踏まえ、令和2年6月、16年ぶりの公益通報者保護法改正が行われた（令和4年6月施行）。同改正においては、①常時使用する労働者の数が300人超の事業者に対する内部通報対応体制の整備義務の導入、②①の体制整備義務違反等に対する行政措置の導入、③内部通報の対応業務に従事する者に対する守秘義務の導入、④③の守秘義務違反に対する刑事罰の導入等の措置が講じられた。

(ウ) 令和2年改正後の検討

一方で、令和2年の改正後においても、内部通報に適切に対応するための事業者の体制整備の不徹底及び実効性の課題が認められている。具体的には、内部通報への対応業務に従事する者を指定する体制の整備義務を認識していながら義務を履行する意識の低い事業者が一定程度存在していること、内部通報窓口の認知率の低さ、窓口への通報件数の少なさ等が指摘されている。

また、近年、諸外国では公益通報者の保護の強化が進んでおり、EU通報者保護指令（2019年12月施行）や、G20大阪サミット（同年6月開催）で承認された「効果的な公益通報者保護のためのハイレベル原則」では、各国に対し、公益通報を理由に不利益な取扱いを行った者に対する制裁の導入や、公益通報を理由とした不利益な取扱いについて公益通報者の立証責任を事業者に転換すること等を求めている。

これらを受け、令和6年5月、近年の国内外の動向を踏まえた我が国の公益通報者保護制度の課題と対応について検討を行うため、消費者庁は「公益通報者保護制度検討会」を設置し、同検討会は、同年12月、「一定の具体的方向性が得られた事項については、法改正も含めた対応を早急に検討するよう政府に要請する」旨の政府への要請を含む報告書を取りまとめた。

(エ) 法律案の提出

このような経緯を踏まえ、令和7年3月4日、**公益通報者保護法の一部を改正する法律案**（以下「**公益通報者保護法改正案**」という。）が閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出）

近年の事業者の公益通報への対応状況及び公益通報者の保護を巡る国内外の動向に鑑み、事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、公益通報者の範囲拡大、公益通報を阻害する要因への対処及び公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化を講ずるもの

ウ 審議経過

公益通報者保護法改正案は、4月15日に本会議で趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、消費者問題に関する特別委員会に付託された。

同委員会における審査では、政府に対する質疑のほか、参考人に対する質疑が行われた。

また、立憲の提案による①公益通報を理由とする不当な配置転換の無効等、②公益通報対応体制整備義務の対象範囲の拡大等を内容とする修正案が提出され、原案及び修正案について、政府及び修正案提出者に対する質疑が行われた。立憲の修正案は、質疑終局後、撤回され、自民、立憲、維新、国民、公明及び共産の共同提案による、検討規定について、検討の目的を「施行後5年」から「施行後3年」とする修正案が提出された。採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案が可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案には、附帯決議が付された。

その後、本会議、参議院での審議を経て、6月4日に成立した。

〔審査経過は、「**第3 委員会等の概況 消費者問題に関する特別委員会 第217回国会**」(332ページ)参照〕

エ 主な質疑事項

- ①体制整備義務が課される事業者の範囲拡大に関する議論
- ②下請事業者が保護対象に含まなかった理由
- ③公益通報者保護法の実効性確保に向けた担当職員の増員、体制整備の在り方
- ④濫用的通報に対する今後の対応の在り方
- ⑤兵庫県が公益通報者保護法にのっとり対応を行う必要性
- ⑥公益通報を理由とした不利益な配置転換を刑事罰や立証責任の転換の対象とする必要性
- ⑦高齢者や障害者の虐待防止法や公職選挙法等についても、公益通報の対象法律に含めることを検討する必要性